

マイナンバー制度（報酬）のFAQ

～マイナンバー収集者向け～

Q1	報酬支払に関して調書の提出が不要な総額 5 万円（基準額）以下であればマイナンバーの収集は不要ですが、マイナンバーを収集しなくて良いですか。
A1	個々の報酬が支払調書の基準額以下であっても、同一年度内に複数回の報酬支払があって通算で基準額を超えれば、マイナンバーの取得が必要になります。報酬支払の相手先に基準額以下であることを確認すれば、マイナンバーの取得は不要です。
Q2	支払調書にマイナンバーを記載していない場合、税務署で受理されないのですか。
A2	マイナンバーの記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。
Q3	報酬の支払先からマイナンバーの提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。
A3	マイナンバーの提供を受けられない場合でも、安易にマイナンバーを記載しないまま書類を提出するのではなく、マイナンバーの記載が法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。それでもなお、提供を受けられない場合は、本学制定書式に提供を求めた経過等を記録し、単なる義務違反でないことを明確にしてください。この記録は、マイナンバーの提供を受けなかったのか、それともマイナンバーの提供を受けたのに紛失したのかを判別するためにも大変重要です。
Q4	支払調書を税務署に提出する際、マイナンバーの記載がない場合や誤りがある場合に罰則の適用はありますか。
A4	罰則規定は税法上設けられていませんが、マイナンバーの記載は所得税法で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出しなければなりません。
Q5	本学へ既に番号を開示しているので、何度も開示する必要はないと言われましたが、毎回、番号確認や身元確認を行わなければなりませんか。
A5	番号確認と身元確認を実施済であることが明らかであれば何度も確認する必要はありませんが、保管期限との兼ねいで過去に収集した情報を削除している場合もありますので、定期的の確認する必要があります。

Q6	収集したマイナンバーを念のため自分の手元にも控えておきたいのですが、良いですか。
A6	マイナンバーは番号法に定められた利用範囲を超えて利用することができないほか、特定個人情報をむやみに提供することもできません。マイナンバーの適切な管理のために、本学では事業所ごとに管理部署を定めて、マイナンバーを集中管理しています。管理部署以外では、収集したマイナンバー等を手許に保管せず、速やかに管理部署へ引き渡してください。
Q7	マイナンバーの漏洩があった場合、担当者や法人は罰せられるのですか。
A7	マイナンバーが漏洩した場合の罰則の適用は故意犯を想定したものとなっており、職員の指導等の一定の安全管理措置を講じていれば、意図せずに漏洩したとしても直ちに罰則の適用となることはないとされています。なお、マイナンバーを取り扱う者が正当な理由なく故意にマイナンバーを含む情報を漏洩させた場合は、刑事罰が科されることとなります。
Q8	帝京大学のマイナンバー安全管理措置は適切でしょうか。
A8	本学はこれまでも個人情報の適切かつ安全な管理に努めて参りました。これに加えて、内閣府やマイナンバーの提出先である国税庁が定めるところにより、適切な安全措置を施しています。なお、マイナンバーを含む特定個人情報の保護方針は、本学のホームページにおいても公開しています。
Q9	顔写真付の証明書がない場合、「顔写真のない官公署発行の証明書を2つ以上」で確認することとされていますが、具体的に何の書類が該当しますか。
A9	健康保険者証、年金手帳、住民票の写しなどが該当します。判断に迷う場合は、特定個人情報の管理部署へ照会してください。
Q10	住民票の写しや印鑑証明書に証明書としての有効期限はありますか。
A10	原則として6か月以内に発行された書類に基づいて確認してください。

Q11	講演者へ番号通知書の持参を依頼していましたが、「忘れたので後日メールで伝える」と言われました。写しを PDF で送って貰う必要がありますか。
A11	E メールは第三者から覗き見される可能性がありますので、添付ファイルに開封パスワードを設定するか、12桁の数字をマイナンバーとわからないように書いて貰うようにしてください。また、取得報告書にマイナンバーを転記した後は、当該メールを必ず削除してください（マイナンバーを手許に残さない）。
Q12	転居により個人番号カードと身元確認書類（運転免許証など）の住所が不一致の場合は、どのようにすればよいですか。
A12	身元確認は住所または生年月日の一致を確認することとされています。住所の一致を確認できない場合は、生年月日の一致を確認してください。
Q13	講演者が運転免許証もパスポートも持っていません。どうやって身元確認を行えば良いですか。
A13	次善の手段として、マイナンバーの身元確認用に名刺を2枚受領し、取得報告書に添付（報告書の裏面に貼付）することでも構いません。
Q14	マイナンバーを口頭で聴取しました。通知カードや番号カードを見て確認したわけではありませんが、問題は無いでしょうか。
A14	正規の手続によらずに聴取した場合は番号確認したとは認められません。但し、法定調書にはその番号をマイナンバー欄に記載して税務署へ提出しますので、「マイナンバーの開示を受け（られ）ない場合の報告書」の該当欄に聴取した番号を記載してください。
Q15	報酬を銀行振込で受託者本人名義の口座へ送金しています。本人確認を省略することができますか。
A15	金融機関がすべての口座の本人確認手続を終えているわけではないこと、および国税庁が定める身元確認の方法から外れることから、報酬等を銀行振込により支払う場合においても身元確認は必要です。但し、地代や顧問報酬を継続的に銀行振込により支払っている先に対しては、身元確認ができない場合でもリスクは圧倒的に少ないと考えられます。

(注) ・この FAQ は平成 27 年 12 月時点の情報に基づき作成しているものです。
・マイナンバーに係る FAQ は内閣府や国税庁も作成しており、それぞれのホームページから自由に閲覧することができます。